

APPLICATION GUIDE FOR INTERNATIONAL STUDENTS

外国人留学生 募集要項 | 2018

Fashion Creation Department

Fashion Technology Department

Fashion Marketing and Distribution Department

Fashion Accessories and Textiles Department

Contents

	ページ数
1. 募集学科／2. 出願資格	01
3. 出願から入学までの流れ	02
4. 出願方法、試験日程、受験料など	03
5. 出願書類	04
6. 新入学各科学費他一覧表(2018年度)	05
7. 奨学金案内	06
8. 在留資格について／9. 就学期間中の注意事項	07
10. 「専門士」および就労ビザに関する注意事項／11. お問い合わせ ...	08
所在地	09

1 募集学科（新入学科のみ）

課程	学科名	修業年限	備考
服飾 専門課程	服装科	2	
	服飾研究科	1	大学・短大卒業（見込み）者およびそれに準ずると本学が認める者のみ対象。 不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。
ファッション 工科専門課程	ファッション高度専門士科	4	
	ファッション工科基礎科	3	2年次からはアパレルデザイン科、アパレル技術科、インダストリアルマーチャンダイジング科、ニットデザイン科へ進級します。 ファッション工科基礎科修了時に成績および本人の希望を以て決定します。 3年次からは、アパレルデザイン科の中にメンズデザインコース、アパレル技術科の中に生産システムコースを設けています。
ファッション 流通専門課程	グローバルビジネスデザイン科	4	
	ファッション流通科	2	2年次からは、スタイリストコース、ショップスタイリストコース、リテールプランニングコース、ファッションモデルコース、ファッションメイクアップコースへ進級します。ファッション流通科1年修了時に成績および本人の希望を以て決定します。
ファッション 工芸専門課程	ファッションテキスタイル科	3	
	ファッショングッズ基礎科	3	2年次からは、帽子・ジュエリーデザイン科、バッグデザイン科、シューズデザイン科へ進級します。 ファッショングッズ基礎科修了時に成績および本人の希望を以て決定します。

2 出願資格

- (1) 在留資格「留学」を有する方または取得できる見込みの方。「留学」の在留資格取得見込みで出願した方は、入学手続後、すみやかに「留学」の在留資格に切り替えてください。
- (2) 日本国以外の国籍を持ち、2018年3月31日までに18歳に達する方。
- (3) ①正規の学校教育における12年目の課程を修了した方および2018年3月31日までに修了見込みの方。
②①に準ずる方で、文部科学大臣により大学入学資格が認められている方。
※不明の場合は出願前に問い合わせてください。
- (4) 法務大臣が告示で定める日本語教育機関での学習歴がある場合、出席率が80%以上*ある方。
*出席時間数の出席率が80%以上であること。
*短期滞在、特定活動の在留資格で就学した期間の出席率は含めない。
*次の場合、出席率が80%未満であっても、出願を許可することがあります。事前申査がありますので、各願書受付期間の1ヶ月前までにお問い合わせください。
・災害など非常時下における個人的事由によらない出席率低下。
・日本語教育機関卒業後に進学した学校を、出席率90%以上で修了した者。またはそれに準ずると本学院が認める者。
- (5) 授業を理解するだけの日本語力があり、2018年3月31日までに下記①～⑤のいずれかを満たす方。
①財団法人日本国際教育支援協会および国際交流基金が実施する「日本語能力試験」のN2もしくは2級以上に合格している方。
②2016年4月以降に、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」（日本語科目）で200点以上を取得している方。
③財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で400点以上を取得している方。
④法務大臣が告示で定める日本語教育機関で6ヶ月以上*の日本語教育を受けた方。
*短期滞在、特定活動の在留資格で就学した期間は含めない。
⑤学校教育法第1条*に定める学校において1年以上教育を受けた方。
*日本の小学校、中学校、高等学校、大学および短大（大学・短大の日本語別科含む）のことを指し、幼稚園は除きます。
- (6) 在学中の学費、生活費等の費用が用意できる方。

3 | 出願から入学までの流れ

出 願

直接、出願書類を文化服装学院 学務部学生課へ提出。
受験料33,000円を支払い、当日に受験票を発行します。
出願書類に不備がある場合は受付できません。

試 験

(1) 日本語試験 筆記+作文(400字程度) 70分、聴解 20分
(2) 面接
※日本語能力試験N2程度

合否発表

合否の結果は、合否通知発送日に速達で通知します。
電話や訪問などによる問い合わせには応じられません。

学費納入

学費を納入することにより、入学手続きが完了します。
合格通知書の指定期日までに、所定の銀行振込用紙を用いて納入してください。
ATMを使用するの学費振込は確認ができない場合があるので、必ず所定の銀行振込用紙を使用し、銀行の窓口で手続きをしてください。
振込銀行の収納印をもって領収書に代え、改めて本学院から領収書は発行しませんので、大切に保管してください。

入学手続き

入学手続き

第1期合格者は2018年1月中旬
第2期合格者は2018年1月下旬
第3期合格者は2018年3月上旬に入学許可証を郵送します。
2018年2月末～3月上旬に「入学式のご案内」を郵送します。

入 学

入学式 2018年4月6日(金)
始業式 2018年4月9日(月)

4 | 出願方法、試験日程、受験料など

受験料：33,000円

出願場所：直接、文化服装学院 学務部学生課へ提出

※郵送では受付られません。

受付時間：10：00～12：00

13：30～17：00

※土日祝日は受付できません。

	願書受付期間	試験日程	合否通知発送日	学費納入期限
第1期	2017年 10月2日(月)～10月13日(金)	2017年 11月11日(土)	2017年 11月20日(月)	2017年 12月4日(月)
第2期	2017年 11月13日(月)～11月24日(金)	2017年 12月9日(土)	2017年 12月18日(月)	2018年 1月5日(金)
第3期	2018年 1月5日(金)～1月12日(金)	2018年 2月3日(土)	2018年 2月13日(火)	2018年 2月26日(月)

※その年の10月期より日本語学校に入学した者は第1期出願不可。(出席率の算出が出来ないため。)

※第3期に出願する場合は、在留資格取得の関係から、原則、「留学」の在留資格で日本国内に在住している方に限ります。その他の在留資格の方は、10月上旬までに本学へご相談ください。

(注)

- ①出願書類に不備がある場合は受付できません。
- ②国外から出願する場合は、代わりに緊急連絡先とした方*が出願することもできます。
*緊急連絡先に署名をした方に限ります。知人・友人の代理出願は認められません。
- ③台湾、韓国、タイ在住者に限り、台北、ソウル、バンコクの文化学園事務所へ出願することができます。
(連絡先は8ページをご覧ください。)
- ④在留資格や在留状況によっては、受付できないことがあります。
- ⑤文化学園各校の卒業生および卒業見込み者については、受験料及び入学金が減免されます。
(文化学園各校卒業後、他校に進学した場合も申請可能)
減免制度の利用を希望する場合は、以下の証明書を出願時に提出してください。
出願時に証明書の提出がない場合は、減免対象者であっても、減免制度の利用ができません。

・文化学園大学(旧：文化女子大学) 卒業生・卒業見込み者

減免内容：受験料および入学金を所定の半額とする。

提出書類：文化学園大学(文化女子大学) 卒業証明書もしくは卒業見込証明書

文化学園大学(文化女子大学) 成績証明書

・文化外国語専門学校 卒業(修了)者・卒業(修了)見込み者

減免内容：受験料を所定の半額とする。

入学金を、所定の金額から文化外国語専門学校入学時に支払った入学金の金額を差し引いた額とする。

提出書類：文化外国語専門学校 出席・成績証明書

※文化服装学院卒業生が再度本学院へ入学する場合の手続きは、本入学試験とは別に定めがあります。

希望者は11月中に問い合わせをし、手続き方法を確認してください。

5 出願書類

- (注) ① 証明書等は、原則として原本を提出してください。インターネットでダウンロードした証明書等は受付出来ません。
- ② 証明書等の原本を提出できない場合は、certified true copy (原本から正しく複製されたものであることを卒業した学校または大使館や公証役場等公的機関が証明したもの)を提出してください。また、卒業証明書に代えて卒業証書のコピーを提出する場合にも必ずcertified true copyを提出してください。
- ③ 証明書等が英語以外の外国語で作成されている場合、日本語または英語の翻訳を添付してください。翻訳は、その内容が原本と相違ないことを卒業した学校または大使館や公証役場等公的機関から証明を受けたものを提出してください。本人・知人・日本語学校による翻訳は不可とします。
- ④ 証明書や翻訳文等は、学校長または機関の長の公印および発行日の記載のないものは無効とします。
- ⑤ 証明書に記載してある氏名がパスポートと同一であるか確認してください。氏名変更をした場合には、そのことを証明する公的な書類を提出してください。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。また、追加書類を求めることがあります。
- ⑦ 出願書類は黒いボールペン(消えるボールペンは使用不可)で強く記入し、書き間違えた箇所は修正液を使用してください。
- ⑧ 出願書類に不備があった場合、受付出来ません。

出願書類等	摘 要
1 入学願書	本学所定。写真は縦3.5×横3cmの正面上半身無帽の写真を貼付してください。
2 緊急連絡先	本学所定。学生は緊急連絡先になれません。学業や健康などに問題が起きたときに緊急に連絡します。学校とともによい方向に解決できるよう協力していただける方を選任してください。
3 経費支弁書	本学所定。本学在学中の学費ならびに必要な経費を負担する方を選任してください。
4 経費支弁能力を証明する書類	経費支弁者の収入証明、預金残高証明書など、経費支弁書の内容を明らかにする書類。
5 住所シール	本学所定。合否通知および入学手続書類等を受け取るための住所・氏名を記入。転居などをした場合はすみやかに届け出てください。
6 本国の最終出身校の卒業証明書	上記①～⑤を参照してください。
7 本国の最終出身校の成績証明書	中国からの留学生については学歴認証(英語)の提出も可能です。
8 日本語学校の成績証明書	日本語学校での学習歴がある場合のみ、必ず提出してください。
9 日本語学校の出席証明書	*正規の学校教育12年目の課程を修了していない場合は、進学準備教育課程に在籍していることが分かる証明書もあわせて提出してください。 *出願月の前月までの出席率が分かる証明書を提出してください。
10 日本語能力を証明する書類	取得者のみ、以下の原本を提示してください。 ・日本語能力試験N2もしくは2級以上の合格証 ・日本留学試験日本語科目200点以上の証明書(有効期間2年間) ・BJTビジネス日本語能力テスト400点以上の証明書
11 日本の学校の在学証明書等	日本の小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等での就学歴がある場合のみ、原本を提出してください。 休学中および退学した学校の証明書も提出してください。
12 日本の学校の出席・成績証明書	複数ある場合は全て提出してください。 (卒業証明書、在学証明書、休学証明書、退学証明書等)
13 パスポート	出願時に提示してください。(緊急連絡先とした方が出願する場合は、身分事項、渡航記録などについて全ての写しを提出してください。)
14 在留カード	出願時に提示してください。(日本国外在住者は提示不要)
15 健康保険証	
16 入寮申込書	LIFE STYLE GUIDE 2018添付のもの。 入寮希望者のみ 提出してください。

6 新入学各科学費他一覧表(2018年度)

(単位=円)

学 科	入学時納入金(※6)							後期納入金 授業料(※2)	1年間の合計
	入学金(※1)	前期授業料(※2)	施設費	実習費(※3)	教材費(※4)	学友会費(※5)	合計		
服 装 科	260,000	325,000	220,000	90,000	40,000	4,500	939,500	325,000	1,264,500
服飾研究科	260,000	325,000	220,000	90,000	48,000	4,500	947,500	325,000	1,272,500
ファッション 高度専門士科	300,000	352,500	220,000	90,000	40,000	4,500	1,007,000	352,500	1,359,500
ファッション 工科基礎科	300,000	340,000	220,000	90,000	40,000	4,500	994,500	340,000	1,334,500
グローバルビジ ネスデザイン科	300,000	360,000	220,000	90,000	40,000	4,500	1,014,500	360,000	1,374,500
ファッション 流通科	260,000	337,500	220,000	90,000	40,000	4,500	952,000	337,500	1,289,500
ファッション テキスタイル科	300,000	340,000	240,000	90,000	40,000	4,500	1,014,500	340,000	1,354,500
ファッション グッズ基礎科	300,000	340,000	240,000	90,000	50,000	4,500	1,024,500	340,000	1,364,500

※1)入学金は入学時のみ納入します。

※2)授業料のみ前半期(入学時)と後半期(納入期間9月)の年2回納入します。

※3)実習費は、実験実習、研修、コミュニケーションキャンプなどにあてます。ヨーロッパ研修旅行、海外留学費は別途必要となります。

※4)教材費は、クラスで一括して使用する教材にあてます。

※5)学友会費は、学生の学友会活動の費用にあてます。

※6)納入期限日は出願時期により異なるので、P.3学費納入期限を参照してください。

(注)学則により、学費は社会的、経済的情勢に応じて年度毎に変更することがあります。

納入した受験料・学費は原則として返金しません。

但し、入学取り止めの場合は、2018年度入学式前(2018年4月5日(木))までに本学所定の書類にて入学取り止めの申請が完了している場合のみ、入学金以外の学費を返金します。

連絡先 03-3299-2076(直通)

また、申請理由(下記①②など)により入学金を含む学費を返金する場合があります。

①在留資格認定証明書が不交付の場合

・・・受験料を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可証の返還と在留資格認定証明書が不交付であったことを確認できる書類が必要です。

②在外公館で査証の申請をしたが、認められず来日できなかった場合

・・・受験料を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可証の返還と在外公館において査証が発給されなかったことを確認できる書類が必要です。

<上記以外に入学時に要する経費>

(単位=円)

(1) 学用品代：授業に必要な教材費、製図、縫製、デザイン画などの用具類。

※初年度のみ 科・学年によって異なる。

(2) 個人で要する教材費(個人差があります)

参考①服装科・ファッション高度専門士科・ファッション工科基礎科 年間 約5万~10万

②ファッション流通科 年間 約3万~5万

③ファッションテキスタイル科・ファッショングッズ基礎科 年間 約2万~5万

洋服などの課題製作の布などは学生自身が選びます。

綿素材のブラウスやスカートの材料費は一般的に、1着千円~3千円位です。

ミシン・アイロン等の新規購入は、入学後、教員の指導のもとに購入することをお奨めします。

学 科	学用品代
服装科	128,940
服飾研究科	100,830
ファッション高度専門士科	129,310
ファッション工科基礎科	127,960
グローバルビジネスデザイン科	55,280
ファッション流通科	87,770
ファッションテキスタイル科	113,840
ファッショングッズ基礎科	89,060

<進級・進学の場合>

(1) 服飾専門課程、ファッション流通専門課程ファッション流通科各2年コースで1年次から2年次へ進級する場合は、授業料、実習費は入学時と同額。

(2) ファッション工科専門課程各科、ファッション流通専門課程グローバルビジネスデザイン科、ファッション工芸専門課程各科の授業料、実習費は2年次進級時に決定し、3年次、4年次は2年次と同額。

(3) 上級の専攻科へ進学する場合は進学金を要する。

(4) 全課程、前半期納入時(毎年4月)※に施設費、実習費、教材費、学友会費の年額分を納入します。

※但し、新入学は出願時期により異なるので、P.3学費納入期限参照。

上記金額は2017年度の実績。年度により変動があります。

上記合計額の納付書類一式を2月より合格者に送付し、3月中旬までに納入。

また入学後、課題制作のため材料費が各自必要となります。

<すみれ会費>

卒業年次後半期にすみれ会費10,000円を要します。

7 | 奨学金案内

文化服装学院奨学金 (支給/返還の必要なし)

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・心身健康、学業優秀で、明確な目標をもち、十分な意欲があること ・学業が特別優秀と認められること ・申請時本学在学中で、翌年度進級・進学予定であること
支給金額	翌年度の年間授業料の全額もしくは半額 (例)服装科2年生の場合：年間授業料全額＝65万円/年間授業料半額＝32.5万円
支給期間	1回限り(毎年申請可能)
募集時期	11月中旬
募集人員	若干名
応募方法	申請希望者は文化服装学院内で行われる奨学金説明会へ参加し、学生課で申請を行う。
選考方法	書類審査・作文
採用決定	2月上旬
前年度採用実績	採用5名/申請者23名(全額給付2名・半額給付3名)

財団法人共立国際交流奨学財団奨学生 (支給/返還の必要なし)

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学予定者(募集時期に入学手続きが完了していること) ・アジア諸国(香港・英国国籍は除く)から来日している私費留学生 ・人物・学問ともに優秀で、経済的に援助を必要とする者 ・受給始期からの在籍期間が2年以上の者 ・財団の主催する国際交流活動に年1回は参加できる者 ・在留資格「留学」の者
支給金額	月額6万円、もしくは10万円 ※奨学財団の審査により金額が決定
支給期間	月額6万円の場合は1年/月額10万円の場合は2年
募集時期	1月 ※1月までに文化服装学院への入学が決定している必要があるため、3期の出願者は応募ができません。
募集人員	1名
応募方法	本学外国人留学生入学試験1・2期合格者に対し、文化服装学院学生課より要項を送付。希望者は要項に従い申請を行う。
選考方法	書類選考
採用決定	3月下旬
前年度採用実績	採用なし/申請者34名

財団法人国際協和奨学会 私費外国人留学生奨学生 (支給/返還の必要なし)

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・学業・人物ともに優秀で、経済的援助を必要とする者 ・在籍期間が1年以上ある者 ・国際理解と親善に関心を持ち貢献を期する者 ・在留資格「留学」の者
支給金額	月額10万円
支給期間	最長2年
募集時期	11月(募集は2年に1度、奇数年の4月に2年次に進級する方が対象になります。)
募集人員	1名
応募方法	申請希望者は文化服装学院内で行われる奨学金説明会へ参加し、学生課で申請を行う。
選考方法	書類選考、面接
採用決定	3月上旬
前年度採用実績	採用1名/申請者10名

独立行政法人日本学生支援機構 文部科学省外国人留学生学習奨励費 (支給/返還の必要なし)

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難である者 ・2年生以上 ・在留資格「留学」の者
支給金額	月額48,000円
支給期間	1年間
募集時期	4月
募集人員	独立行政法人日本学生支援機構の定めにより、年度により異なる
応募方法	申請希望者は文化服装学院内で行われる奨学金説明会へ参加し、学生課で申請を行う。
選考方法	書類選考
採用決定	6月下旬
前年度採用実績	採用16名 *10月に4月応募の不採用者の中から追加採用を行うことがあります。 *日本留学試験成績上位者を対象に、1年次から奨学金を受給するための予約制度があります。 希望する場合は、文化服装学院入学前に、予約奨学金の申請をした上で日本留学試験を受験してください。

パール井上財団奨学金 (支給/返還の必要なし)

応募資格	・経済的に困難で前途有望な学生。 ・2年生以上
支給金額	月額2.5万円
支給期間	1年間
募集時期	5月
募集人員	4名
応募方法	申請希望者は文化服装学院内で行われる奨学金説明会へ参加し、学生課で申請を行う。
選考方法	書類選考
採用決定	6月
前年度採用実績	採用4名/申請者18名

8 | 在留資格について

留学生が本学に在籍するためには、「留学」の在留資格を取得する必要があります。

入学式までに下記のとおり手続きを済ませてください。

(1) 在留資格「留学」の在留期限の更新

現在、在留資格「留学」で日本に滞在している方が、本学入学前に在留期限を迎えてしまう場合は、入学式までに在留期限の更新手続きをする必要があります。

入学の手続きが完了された方には、「入学許可証」と「在留期間更新許可申請書(所属機関等作成用)」を発行しますので、これらの書類の他、必要な書類を揃えた上で、入国管理局で在留期限の更新をしてください。

(2) 新規に在留資格を取得する場合

新規に日本に入国する方(日本に在留する在留資格を有していない方)は、本国の日本大使館、領事館等で「留学」ビザ発給を受ける必要があります。その場合に、あらかじめ入国管理局より「在留資格認定証明書」の交付を受けたときは、ビザ発給の審査が円滑に行われるとされています。日本に親族など代理人がいる場合は、入国管理局に「在留資格認定証明書」交付の代理申請をしてください。

なお、「在留資格認定証明書交付申請」は、文化服装学院が代理で申請を行うこともできます。希望する方は、入学手続後に学務部学生課(連絡先は8ページをご覧ください。)に連絡の上、必要書類を提出してください。

(注)

在留資格取得のための審査は法務省入国管理局が行います。不交付となった場合に、本学は責任を負うことはできません。

9 | 就学期間中の在留に関する事項についての注意

(1) アルバイトについて

留学生は、教育を受ける目的で日本での滞在を許可されています。その目的以外の活動(アルバイト等)をする場合には、必ず事前に法務省入国管理局より資格外活動の許可を受けなければなりません。

また、アルバイトをする場合は次の条件を守る必要があります。

- ①学校での成績や出席率に問題がないこと。
- ②勤務時間が、1週間で28時間以内であること。(長期休暇中は1日につき8時間以内)
- ③アルバイト先が風俗営業または風俗関連業が行われない場所であること。

なお、資格外活動許可申請は、本学が留学生に代わって取次申請を行うこともできます。

(2) 在留期間更新許可申請について

本学では、在留資格「留学」が取得できますが、その期間が終了すると、日本に滞在することができなくなります。期間を超えて本学に在籍をする場合は、その期間が終了する前に入国管理局へ申請し、在留期間を延長する必要があります。

この手続きは、本学が留学生に代わって取次申請を行うこともできます。(条件あり)

10 「専門士」「高度専門士」および就労ビザに関する事項についての注意

「専門士」「高度専門士」は、共通の基準（※1）をもとに文部科学大臣が認定した専門学校・学科の卒業者に付与されます。

「専門士」「高度専門士」は、専門学校の8分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）のすべての分野で取得できます。称号授与書には修了した課程や学科名が記載されますので、学習した技術、技能、教養の内容を第三者に提示することができます。

※1)

1. 修業年限が「専門士」は2年以上。（「高度専門士」は4年以上）
2. 卒業に必要な総授業時間数が「専門士」は1,700時間以上。（「高度専門士」は3,400時間以上）
3. 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている。

本学では、上記の条件を満たす学科を卒業した際に専門士称号または高度専門士称号を付与されますが、修業年限が1年間の学科に入学（※2）した場合には、専門士の称号は付与されません。

※2) 服飾研究科へ入学した場合や各課程の専攻科（修業年限1年）に編入学した場合など。

専門士または高度専門士の称号は、日本で働くための就労ビザを申請する時に必要な条件の1つです。日本での就労を希望する場合は、専門士称号または高度専門士称号が付与される学科を選択してください。

また、就労ビザの審査では、学習した内容と仕事の内容が一致していることが求められますので、将来希望する仕事の内容に合わせて、学科を選択してください。

なお、専門士称号または高度専門士称号が付与されていない場合も、本国などで「学士」等の学位を取得している場合は、学位の内容に応じた仕事のための就労ビザを申請することができます。

11 お問い合わせ

募集についてのお問合せや出願は、本学の学生課、台北事務所、ソウル事務所、バンコク事務所で行います。

文化服装学院 学務部学生課

〒151-8522
東京都渋谷区代々木3-22-1
TEL +81-(0)3-3299-2216
FAX +81-(0)3-3370-9545
<http://www.bunka-fc.ac.jp>

台北事務所

台湾台北市重慶南路1段57号
富比仕大樓4F
TEL +886-(0)2-2375-1951
FAX +886-(0)2-2375-1145

上海事務所

中国上海市長寧区延安西路1882号
東華大学逸夫楼403室
TEL +86-(0)21-6273-6537
FAX +86-(0)21-6259-6100
QQチャット：1019817279@qq.com

ソウル事務所

大韓民国Seoul特別市
鍾路区三一大路461
雲弦宮SKHUB102棟204-1
TEL +82-(0)2-561-6708
FAX +82-(0)2-565-0179

バンコク事務所

90 Ekamai 12, Sukhumvit 63,
Klongton Nua, Wattana,
Bangkok 10110, Thailand
TEL +66-(0)83-163-8555
FAX +66-(0)2-713-1110
LINE : bunka-thailand

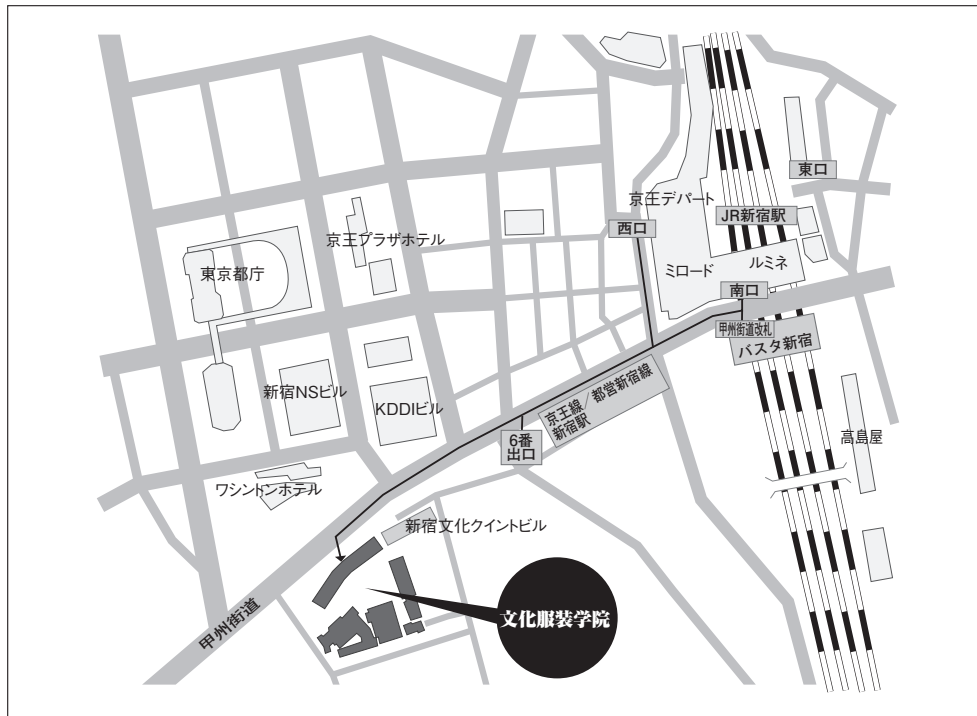
ACCESS

文化服装学院

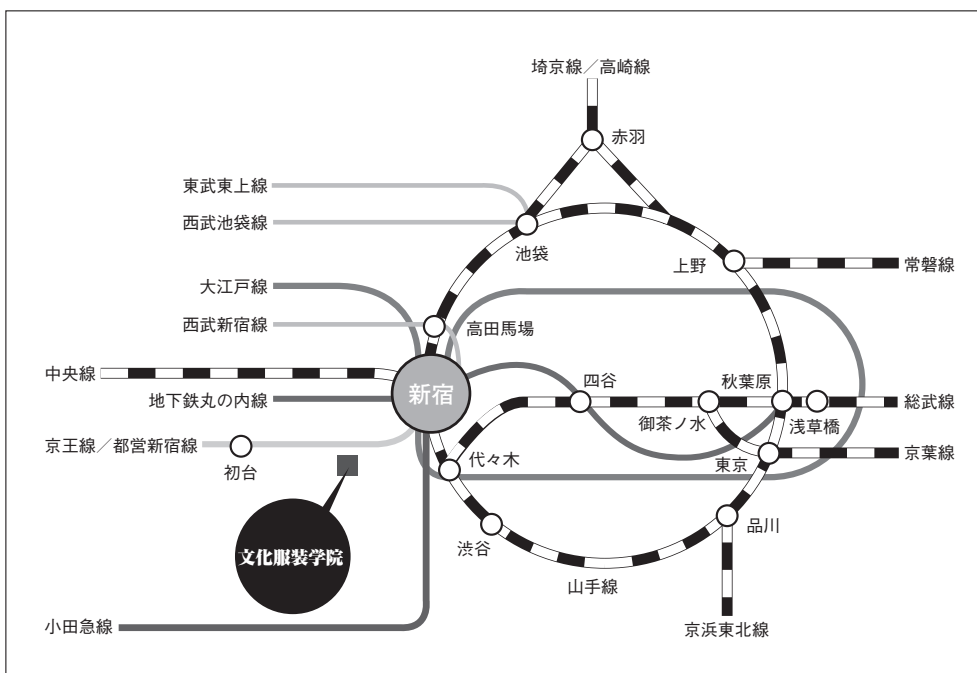
〒151-8522 東京都渋谷区代々木 3-22-1

TEL. 03-3299-2211 (代表) 03-3299-2216 (入学相談)

URL. <http://www.bunka-fc.ac.jp/>



JR「新宿」駅南口、小田急線・京王線「新宿」駅から徒歩 甲州街道を初台方面に7～8分
都営新宿線「新宿」駅から徒歩 3分



Qualification for Application

※ International applicants must have acquired (or be qualified to acquire) a student visa. If the applicant enrolls without a student visa, he/she must switch to a student visa right after completing registration.

- (1) Applicants must not be of Japanese nationality, and must be of 18 years old by the end of March of the expected year of entrance into Bunka Fashion College.
- (2) Applicants are required to have completed a regular course of secondary education (more than 12 years full time) in any country and/or be qualified to apply for a university in their home country by the end of March of the expected year of entrance to Bunka Fashion College. Applicants designated by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, are also qualified to apply.
- (3) If the applicant has attended a Japanese language school certified by the Ministry of Justice, attendance in said institution should be 80%* or more.
 - *It is not the number of days, but the number of hours.
 - *If the applicant attended a Japanese language school with temporary visitor visa or designated activities visa, the attendance rate cannot be included.
 - *If the applicant's attendance is less than 80% due to any force majeure event, we may consider accepting the application.
 - *Even if the applicant's attendance at Japanese language school is less than 80%, as long as he/she has completed another school after it and the attendance is 90% or more, we may consider accepting the application.
- (4) Applicants must have a good enough command of Japanese to understand lectures held in Japanese at Bunka Fashion College. To prove this, applicants must fulfill at least one of the following qualifications ①~⑤ :
 - ① Pass the Level 2 (N2) or higher of Japanese Language Proficiency Test (JLPT) given by Japan Educational Exchange and Services (JEES) and the Japan Foundation.
 - ② Achieve a score 200 or more on the subject "Japanese as a Foreign Language" in the Examination for Japanese University Admission for International Students (EJU) given by the Japan Students Services Organization (JASSO).
 - *The term of validity of EJU is 2 years.
 - ③ Achieve a score 400 or more on Business Japanese Proficiency Test (BJT) given by The Japan Kanji Aptitude Testing Foundation.
 - ④ Have studied 6 months or more in a Japanese language institution certified by the Ministry of Justice.
 - *It does not apply to the applicant who attended a Japanese language school with temporary visitor visa or designated activities visa.
 - ⑤ Have received at least 1 year of education at a Japanese primary school, junior or senior high school, or university (including junior college, Japanese language program for overseas students at university/junior college).
- (5) Applicants must prove they have the financial ability to live and study in Japan.

Application Documents

- (1) Application form.
- (2) Emergency contact information (designated form) which should be signed by the applicant's emergency contact person in Japan.
 - ※ Student cannot be an emergency contact person.
- (3) Financial support statement (designated form).
- (4) Address label (with the applicant's mailing address).
 - ※ If the applicant changes the address thereafter, he/she must inform us right away.
- (5) The certificate of graduation issued by the last school (high school, college or university) and/ or the certificate of qualification to apply for university.
The academic record and attendance record issued by the last school (high school, college, or university)
 - ※ Copy of certificate is not acceptable.
 - ※ Downloaded certificate from the website is not acceptable.
 - ※ If applicant has attended any schools in Japan, he/she must submit also certificate of every school he/she has attended in Japan.
 - ※ These certificates must be originally in Japanese or English.
 - ※ If any certificate is not in Japanese nor English, the applicant must attach a translation in Japanese or English.
The translation must be issued by a translation agency and with an official seal on it. Otherwise, the translation should be notarized by a notary or notarizing officer at the embassy.
The translation is not acceptable if it is issued by the applicant, an acquaintance or the Japanese language school.
- (6) Japanese language proficiency certificate
If the applicant has attended a Japanese language school, he/she must submit the academic record and attendance record.
If the applicant has taken one of the following examinations, he/she must submit the certificate of passing it.
 - Japanese Language Proficiency Test (JLPT): level 2 (N2) or above
 - Examination for Japanese University Admission for International Students (EJU): score 200 or above on the subject "Japanese as a Foreign Language"
 - Business Japanese Proficiency Test (BJT): score 400 or above
- (7) Income certificate of the one who pays for the applicant's tuition.
 - ※ If any certificate is not in Japanese nor English, applicant must attach a translation in Japanese or English.
- (8) Application form for dormitory (only for those who would like to apply).
- (9) Copy of passport

(10) Copy of Residence Card.

(11) Copy of health insurance card.

(12) Application fee (33,000 yen).

※All documents must have been issued within 3 months of your application. But if they are issued outside Japan, they must have been issued within 6 months.

② Submitted documents cannot be returned.

③ The application will not be accepted unless all the above documents are correctly completed and submitted.

④ We may ask the applicant to submit some additional documents.

APPLICATION PROCEDURE

(1) Admission is in April only.

(2) The application documents should be submitted all together. Applicants should come and submit them directly to our staff of Student Affairs Department. Or the guarantor should act for the applicant if he/she is not in Japan at that time.

(3) The application form and documents should be submitted to our office during the designated period. All courses have the limitation of acceptance.

(4) Applicants should take the entrance examination of our college. The examination contents are all in Japanese (Writing:Vocabulary, Reading:Grammar, Listening), composition (in Japanese), and a group interview.

(5) If the applicant is approved to enroll, he/she should pay all fees (see the table of tuition and other costs) by transferring to Bunka Fashion college's bank account by the designated deadline. The Confirmation of Enrollment will be issued after we confirm the receipt of the total amount is paid.

※ The wire transfer must be made in Japanese yen.

※ Do not send cash by mail to our office. We will not accept it.

※ If the payment is not done by the deadline, it will be considered as a cancellation of enrollment.

(6) There is no refund for any fees which are paid already. However, if the applicant would like to cancel enrollment under the following conditions, the fees may be refunded.

• If the applicant cannot successfully get the required visa, the fees will be fully refunded. (supporting document required)

• If the applicant completes cancellation of enrollment before the day of entrance ceremony, the fees will be refunded except the entrance fee.

(7) The applicant who would like to apply for Bunka Fashion College dormitory should submit the dormitory application form with the other documents. The initial entrance fee and rent for the dormitory should be paid at the same time with other fees and costs.

DORMITORY

- (1) Please note that the capacity of dormitory is limited.
- (2) The dormitory is occupied by both international students and Japanese students.
- (3) A single room is available for each student.
- (4) International students who intend to live in the dormitory, must obey the dormitory rules and regulations, and follow the Japanese life style, common sense and customs.

CAUTION AND FURTHER INFORMATION

- (1) Please note before submitting your application that your financial status or that of the person who is financially supporting you has prepared the amount which is required to cover not only the course tuition fees but also the living expenses required for the duration of the course you wish to enroll in. We ask that you be realistic when budgeting for living in Tokyo. Under the Japanese Immigration Law it is possible to receive special permission as a student to work a part-time job though do not rely on these funds alone to support you during your time in Japan.
- (2) In regard to preparation of Student Visa and Passport, students are to take care of these application and processes by themselves or with the assistance of your guarantor in Japan. The college's administrators can only assist in issuing the Admission Certificate to Bunka Fashion College and Student ID Cards.
- (3) For those students who may not yet have the Japanese language ability required to be admitted into Bunka Fashion College though wish to study Japanese language in Japan we would like to highly recommend Bunka Institute of Languages. This Japanese language institute is situated under the Bunka Gakuen Education Foundation and is located on the same campus as Bunka Fashion College. This language institute is one of the most reliable and well structured Japanese language schools for foreigners. For further information, please inquire to the contact details below.

BUNKA INSTITUTE OF LANGUAGE
3-22-1, Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo,
Japan 151-8521
Tel 03(3299)2011
www.bunka-bi.ac.jp/en/

Student Affairs Department

Bunka Fashion College

3-22-1, Yoyogi, Shibuya-ku,
Tokyo, Japan 151-8522

Tel (+81)3-3299-2216 Fax (+81)3-3370-9545

<http://www.bunka-fc.ac.jp>

■ Taipei Office

Full Building 4F, No.57, Sec.1, Chongcing S Rd.,
Taipei Taiwan 100

Tel (+886)2-2375-1951 Fax (+886)2-2375-1145

■ Seoul Office

204-1 Skhub Bldg. 461, Samil-daero,
Jongno-gu Seoul, Korea 03147

Tel (+82)2-561-6708 Fax (+82)2-565-0179

■ Bangkok Office

90 Ekamai 12, Sukhumvit 63,
Klongton Nua, Wattana,

Bangkok 10110, Thailand

Tel (+66)83-163-8555 Fax (+66)2-713-1110

■ Shanghai Office

DongHua University Yifu Building 403,
1882 West Yan'an Road Shanghai, CHINA

Tel (+86)21-6273-6537

Fax (+86)21-6259-6100

1019817279@qq.com